

小委員会まとめ(案)についての意見まとめ

資料1

委員名	所属	意見
岡田 昌也	しが盲ろう者友の会	一体型と別立型と分けて意見をまとめていただいたのは良いです。 聴覚障害から見えなくなってきた、視覚障害から聞こえなくなってきたという途中で盲ろう者となった立場から思うことです。 聴覚障害、視覚障害だけでなく、手話にしても点字にしても他のコミュニケーションでも、盲ろう者になった時点で情報の取入れることが困難になります。 盲ろう者のための学習する場、機会があればよいです。学ぶための環境の整備とそれぞれに適応した場所が必要です。 非言語の種類も載せた方がよいです。
奥村 信満	近江八幡市福祉保険部 障がい福祉課	7ページの最終行について、難病等で心身の機能に障がいがある方も併記する必要があるとの意見が出ていたように思うので、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害」を「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病その他の心身の機能に障害がある者」に修正した方がよい。
織田 千瑛	滋賀県手をつなぐ育成会 しが本人の会なかよし会	意見無し
川本 航平	JDDnet 滋賀	意見無し
木村 史次	滋賀湖声会	意見無し
崎山 美智子	滋賀県手をつなぐ育成会	玉木委員長さん同様、このまとめ方でいいと思います。 「全ての県民が互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現や障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を図るため、情報コミュニケーションに関する条例が必要」との考えに立つと、一人一人の特性に応じたコミュニケーション手段があつて当然であり、その手段を当事者はもちろん障害のない人にも理解できるようなシステムを学校教育等で考えていく必要がある。 条例の形については、一本型と別立型の意見をまとめて頂きそれぞれの経験や歴史的背景が交差する思いが推測される。互いの意見を調整しながら手話に特化した条例ではなく県民に受け入れ易い、理解し易い幅広い意思疎通手段として手話言語を含めた形の情報コミュニケーション条例としたい。
佐藤 信吾	滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa	発達障害者のコミュニケーションについては、もう少し詳しく表記して欲しい。 いわゆる「空気が読めない」や「あいまいな指示が理解しづらい」など、発達障害の特性自体が、コミュニケーションの困難さを伴うことへの理解が必要ではないか？ 自閉症協会からの聞き取り？では、コミュニケーションボードやイラスト、カードなどの利用をコミュニケーションへの支援として挙げているが、当事者としては、「あいまいではなく具体的な指示」（ここを掃除してください×→床全体を隅々までモップがけしてください○）や、「時間の見通しの説明」（もう少し待ってください×→10分間待ってください）のような対応のほうが、わかりやすく安心できる。
宿谷 辰夫	滋賀県中途失聴難聴者協会	毎回、意見として申し上げてきましたように、目指すべき条例が県の政策に反映され、市町の障害者計画の中にも取り込まれつつ、県民の間に幅広く浸透して行くことが重要であり、今後はスピードアップを図りながら一刻も早く県議会で可決していただくようお願いします。 当条例は、裏を返せば「合理的配慮の提供」を求めているものであり、現行の障害者差別解消法は、この合理的配慮の提供について、行政機関等・事業者のいずれにおいても、「その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」としており、「過重な負担」による抗弁が許されている。これに加えて事業者の合理的配慮提供義務を「努力義務」に緩和することに合理性は見出しがたい。また、基本方針は「合理的配慮は、過重な負担の基本的な考え方に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。」としており、合理的配慮を求める側・提供する側の相互理解（努力）を前提としています。 どの法律も差別の内容を直接的に規定する条文を持ち併せていないため、今回の条例が、情報コミュニケーションという点において社会的障壁を感じているすべての人たちにとって、前述の相互理解の精神が確実に推進されるよう、また意思疎通支援に関する配慮が隅々に行き渡るよう、オール滋賀での取り組みを期待するものです。
関根 千佳	ユーディット 同志社大学政策学部	基本的にはこのまとめでいいと思います。両論併記になっていますし、それぞれのご意見も提示されていると思います。 手話だけの条例が欲しいというご意見もわかる部分がありますので、前回お伝えした通り、まずは全体像、総論としてのコミュニケーション条例を作り、その後、別の章で、各論としての手話条例を作成してはいかがでしょうか？もしかしら、同様に精神障害や認知症など個別の障害に対する条例も必要かもしれません。 JIS X 8341も、1が総論で、その後2情報処理装置、3Webサイト、4通信機器、・・・とそれぞれの分野ごとの標準を策定しています。ですから、総論の後に、各論を整備していくことは決して不可能ではないと思います。また、受け取る側としても理解しやすいため、受け入れられると思います。 別の名前の条例にするかどうかは別かもしれません。同じ条例の中の、独立した章を、一般的に「手話条例」として広めることも可能だと思います。8341-3が、他より抜きんでて「Webアクセシビリティ基準」として世の中に広く普及していることと同じです。 ただ、順番としては、全体像が先です。建物全体の構造をまず決めないと、それぞれの部屋は設計できないからです。そこは共通認識が必要だと思います。

委員名	所属	意見
<p>玉木 幸則</p>	<p>日本相談支援専門員協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例作りで大切なことは、障害者権利条約 第2条 定義に書かれている『「言語」とは、音声言語および手話その他の形態の非音声言語をいう』を基礎とし、豊かなコミュニケーション手段を認め、多様な言語手段を活用できる滋賀県にするということである。よって、タイトルを考える前に、何を書き込むかが重要となる。 ・そのためにも、できれば、ここでいう「言語」の種類をできるだけ挙げておく必要がある。 ・前文として、様々な障害者がそれぞれの特性を無視して、社会の多数に合わせられてきたことによる権利侵害があったということを認める。 ・その上で、ひとりひとりの特性に応じて、どういうコミュニケーション手段が合致しているかということを生まれてからずうっと探っていく必要がある。 ・その人に適しているコミュニケーション手段によって、生活ができること。教育が受けられることなどを明確にする。 ・その様々なコミュニケーション手段は、必要な人のみならず、いわゆる障害のない人であっても、その種類、どんな人が使っているかを理解できる仕組みを作っていくこと。また、手話については、国語や英語のように、すべての人が習得できるようにしていくこと。 ・いろいろなコミュニケーション手段があり、さらには、その手段が活用していけるようになるためにも、学校教育および社会教育は、原則、インクルーシブになっていくように働きかけていくこと。 ・この条例に示されている内容が、適切に対応されず、差別状態である場合は、滋賀県障害者差別のない共生社会条例の差別解消解決プロセスによって、対応され、解決していくということも、明記しておく必要がある。
<p>中西久美子</p>	<p>滋賀県ろうあ協会</p>	<p>○「滋賀県手話言語条例」と「滋賀県障害者コミュニケーション条例」の二本立て条例が必要という考えに変わりはありません。「報告まとめ」によると言葉で言う一体型ではなく別立型でしょうか。また、これは多数決で決める問題ではありません。</p> <p>○条文の解釈ですが、「言語に手話を含むということは、手話以外の言語はないということです。」これが別立型です。「すべての障害者が住みやすい社会づくり」とは、「障害者コミュニケーション条例」を指すのではないかと思います。</p> <p>○言語には、伝える(コミュニケーション)ことと、思考、意志制御の役割があります。ろう者が、受信・発信(コミュニケーション)をするためには、手話を使って思考する力(言葉を組み立てる力)があることが前提になり、そのためコミュニケーションの前に言語の獲得の課題があります。聞く言葉(日本語・音声言語)でも、手話でも、言語自体を獲得していないと思考ができず、コミュニケーションそのものが成立しません。手話の受信・発信(コミュニケーション)が可能な社会的条件整備とは、手話話者だけでなく、音声言語話者にとっても受信・発信が可能な社会を指します。</p> <p>○ソクラテス(紀元前399年没)は、「言語は音声である」と定義し、それは1960年アメリカの言語学者ストーキーにより、手話言語論が確立するまで、約2300年続いてきました。それは手話否定の歴史であり、音声言語優位の社会でもあります。その間、手話を否定したミラノ決議(※1)があり、その誤りを認めたバンクーバー決議(※2)まで130年も費やしています。日本では、昭和8年当時の鳩山一郎文部大臣の「手話は国語に非ず」と手話が厳しく禁止された歴史があります。滋賀県でもその影響を受けて口話教育を貫いたため悲劇の歴史を産みました。</p> <p>○2006年障害者権利条約が成立し「言語に手話を含む」と明記され、そして日本では障害者基本法第三条に「言語に手話を含む」と明記されました。障害者権利条約は障害者全体の利益を考えた条約ですが、言語についての部分は、「定義第二条で」「言語」と「意思疎通」を分離しています。すなわち他の障害者の、使用する言語は、その国の音声言語です。国内法との関連で整理してみると、「障害に基づく差別」「合理的配慮」「ユニバーサルデザイン」は、現にある障害者差別解消法で対応可能になっています。</p> <p>○滋賀県におかれては、誰のための条例かという観点で考えると、当事者を含めた県民のための手話言語環境整備が共生社会へのみちです。一例ですが、聞こえる県民は、日本語・音声言語を使用します。なかには、手話を使用される県民もおられると思います。聞こえない県民は手話が、当事者のアイデンティティです。手話をベースにしたろう・盲者と点字をベースにした盲・ろう者は言語が異なるので、条例化によって、環境整備の道が可能になります。共生社会とは、人々の多様なあり方を相互に認めあえる全員参加型の社会です。</p> <p>○ろう者は、障害者権利条約の実現まで、「自由・権利・尊厳」に対して「対象にされていなかったのです。」手話が言語として認められず、差別されてきたことには、ろう者の尊厳が軽視されてきたことが、背景にあります。人づくりの営みとろう児(者)の最適のことばでこそろう児(者)は育つことです。</p> <p>○ろう者にとって不平等な歴史を変えるということは、手話を言語として認める社会環境整備であることを重ねて主張します。それは、他の障害者との対立ではなく共存共栄であり、それが県民との共存共栄でもあるのです。</p> <p>※1：国際ろう教育者会議において手話法を排除、口話法を積極的に推進する決議文が採択された。この出来事はろう者の言語と尊厳を傷つけ、長年苦しんできた。</p> <p>※2：同会議で「手話を否定したミラノ会議のすべての決議を却下する」旨の決議を採択した。悪名高いミラノ会議決議は「有害な結果をもたらした」と認め、ろう教育に手話を取り入れることを強調している。</p> <p><障害者施策推進協議会へお願い></p> <p>専門部会の設置にあたり①委員の選出とくに手話言語の専門家必ず採用すること②情報コミュニケーションの専門家はもちろんだが、同時に同じテーブルにつくのも無理がある③「言語」「コミュニケーション手段」それぞれを混在しないこと。</p>
<p>林 優子</p>	<p>多賀町福祉保健課</p>	<p>滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例について、特に条例の形については「一体型」「別立型」のそれぞれのご意見があり、今回一本化せずに、まとめていただいたことは、この小委員会の大きな成果だったと思います。</p> <p>それぞれの委員の皆さんが、議論し合い、学習し、まとめに至るプロセスは大変エネルギーのいる作業だったと振り返っておりますが、それぞれの委員の皆さまの意見を十分にまとめていただいたと思います。</p> <p>委員の皆さまと貴重な意見交換ができたこと、また事務局が様々な配慮をいただき、それぞれの意見を尊重する形でまとめていただいたことに、心から感謝いたします。</p>

委員名	所 属	意 見
水江 孝之	滋賀県難病連絡協議会	<p>参加させていただいて思った事ですが、基本的に①一体型と②別立型の二つに分かれています。この条例の基本は「県民の中で、コミュニケーションが取れない方を社会の一員として、障がい者や健常者が共に手を取り合おう！」という趣旨のものだと思います。よって、この段階で、手話が？情報が？という手段で分ける必要はないものだと思います。オーソドックスな全体を包む条例になろうかと思えます。</p> <p>したがって、一体型の条例を作り、その下に、各分科会を作りその分科会または委員会を作り県民の指標を打ち立てる活動をしたらいかがでしょうか？教育的な面、行政との連携、経時的な面、そのツールの使用法などの面とそういった事については、手話にしても情報にしても同じだと思います。そしてその分科会（委員会）ごとに、年に何回か意見交換会などを行ってお互いが勉強しあう構造にしたらどうでしょうか？</p> <p>今の委員会のお話は、何かその手段で誰が大将か？の話になっています。条例の中に大将はいらないのです。みんなが同じ立場であると思います。したがって、そうした組織的な構図を作ってこの条例についての意見としたら？どうかと思えます。</p> <p>コミュニケーション条例推進委員会（大元・本部）その下に「手話言語委員会」「情報委員会」「点字委員会」などなどの委員会を設置する形の組織を考えます。</p>
山野 勝美	滋賀県視覚障害者福祉協会	<p>3. 定義で意思疎通手段に代筆と代読も含まれているが、障害者の意思決定を尊重するにあたっては、本人の意思表示が保障される必要がある。病院などで文書での提出を求められる際、代筆が認められない場合もある。</p>
山本 廣美	滋賀県手話通訳問題研究会	<p>①P 3 条例の必要性 修正していただきたい。 手話が言語であることの普及 → 手話が言語として保障され、手話の認知・普及施策の総合的な推進のためには、「滋賀県手話言語条例（仮称）」を策定する必要があるとの意見が出された。</p> <p>②P 3 小委員会での主な意見 →加筆していただきたい 「滋賀県手話言語条例（仮称）」は、2016年滋賀県ろうあ協会が三日月知事に制定を求める請願書を提出し、手話言語を第1言語とする当事者、手話通訳者、支援者が条例制定の要望を継続している。</p> <p>③P 4 別立て型の意見 一体化すると薄まってしまい。 →修正していただきたい。 一体化すると条例の目的が曖昧になり、手話言語が保障されず、認知・普及が広がっていかない。</p> <p>④ 手話は～差別を、偏見を→修正していただきたい 手話は～手話を正しく認知し、ろう者への差別、偏見を繰り返さないためにも手話言語条例は必要</p> <p>⑤ P 6 別立て型 4つ目の○条例そのものが薄くなってしまい →修正していただきたい 条例の目的が曖昧になり、手話言語が保障されず、何を訴えているのかわからなくなってしまう 加筆していただきたい。 ・2016年に、滋賀県ろうあ協会を中心に、手話通訳者団体、支援団体が署名活動を行い「滋賀県手話言語条例（仮称）」制定に向けて、14,275筆の請願書を三日月知事に提出した。当事者、手話通訳者、支援者は早急な制定を求めている。</p>
吉田 久美子	全国要約筆記問題研究会 滋賀支部	<p>まとめを拝読し、先行県の条文にさらに小委員会が出された意見が明確に書かれていること、会議で発信した意見があげられていることを確認することができました。</p> <p>手話、言語、そして人権はどの障害においても尊重されるべきものと思います。</p> <p>このまとめが県内において具体的にどのように生かされていくのか、また今後の展開がどのようになっていくのか、みていきたいと思えます。</p> <p>また、まとめの12ページにわかりやすい条例についての意見がありました。わかりやすい概要版ができるよう期待しています。</p> <p>意見を尊重し網羅していただきましたこと、ありがとうございました。</p>